

自治が変わる・自治を変える

SAITAMA 自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター 【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5 県労評会館
 【TEL】048-816-8866 【FAX】048-836-1113
 【HP】<http://www.saitama-jichi.jp/> 【Eメール】info@saitama-jichi.jp

評議員会を開催：2016年度事業報告、2016年度決算を認定しました

埼玉県地方自治研究センターは5月17日に理事会、5月29日に評議員会を開催し、2016年度事業報告と決算について協議し、理事会の提案通り認定されました。認定された事業報告や決算はホームページに掲載しますのでご覧ください。

学校給食はやっぱり自校方式が最良だ

5月11日に、久喜市議会会派「市民の政治をすすめる会」の「さいたま市の自校方式学校給食の現地視察」に同行させていただきました。

前号にも久喜市が1万2千食の給食センターを計画していることは報告しました。現在これに反対の声を上げて、市民への呼びかけチラシの配布や署名活動が始まっています。「市民の政治をすすめる会」の議員はこの活動の中心を担っています。そして「論より証拠」ということでさいたま市の城北小学校(岩槻区)の自校方式給食を視察し、「おいしい給食を実感してみよう」と視察することになりました。事務局長の私(船橋)も久喜市民であり、さいたま市のご理解も頂いて同行させていただくことになりました。

城北小学校児童は726人・直営自校方式

10時からの視察は、校長・教頭・教育委員会事務局の方2人、学校付きの栄養士さん(もちろん市職員)の案内で概要説明から始まりました。自校方式になったのは3年前、それまでは岩槻市時代からのセンター方式でした。平成25年に給食室が約3億7千2百万円で整備されました。

この学校の特徴は、調理室が2階にあり、調理室の外側にベランダのようなデッキがついて、外から調理している状況をいつでも見る

ことができます。私たちもここから約1時間見学をさせていただきました。途中で栄養士さんから説明も受けました。



2階が調理室・見学コースになるデッキ付

子どもたちが毎日見学に来ます

毎日クラスを変えて、20分の休み時間に子供たちが見学に来るそうです。これこそ「給食は教育の一環」とガッテンしたところです。

大なべでカレーを調理中
ガラス越しなのでやや不鮮明



当日の献立はカレーと野菜サラダがメインでした。カレーのルーは手作りですでに出来上がっていました。大きな鍋に肉が投入されることから見ました。鍋が2つあるので聞いてみると、「低学年用の甘口と高学年用の辛口をつくっているのが2つです」とのこと。このことにも驚きました。やってできないことはないでしょうがセンターではやりませんでしたねというのはセンターも経験している栄養士さんの説明です。

調理もジャガイモやニンジンはごろごろ感を出したいので手切りです。また、各種スパイスやトマトペーストなどの投入時間もきっちり順番も考えて管理。最後に牛乳を入れる前に、牛乳にアレルギーのある子どものために別の子鍋に取り分けて仕上げます。

最後にルーを入れて仕上がりは11時20分。12時半の給食開始の1時間前に校長先生が食べなくてはいけない決まり(毒見?)なので、この時間に調理完了時間を合わせています。

ともかく温かくておいしいカレー・野菜サラダもシャキシャキしていました



5月10日の給食：カレーとサラダ

校長先生の後でしたが私たちも本当においしいカレーをいただきました。給食では野菜を生で出せないのゆでであるのですが急速冷蔵した後、和えるのでとてもシャキシャキして生のようでした。

これも栄養士さんの話ですが、「このカレーを最初に出したとき子どもたちの残菜が多くシ

ョックでした。」とのこと。子供たちは「カレーの味がうすい。サラダの野菜が固い」というのだそうです。センター給食に慣れた子どもたちは、「カレールーは市販の濃い味だったし、野菜は調理してから2時間も食缶の中で温められたやわらかいものしか食べたことがなかったからでしょう。」というのです。「でも、半年ぐらいで今の本物の味に慣れてきてカレーの時、残菜はほとんどありません。」というお話でした。

また、手作りのルーで作ったカレーは食器に脂分や色がほとんど残らないので、センターの時よりも食器洗浄もずっと楽になったといえます。

教頭先生も絶賛・センターと比較して

ずっと視察に付き合っただけで下さった教頭先生がこんな話をされていました。「この学校に来る前は県南のK市の学校でしたが、その給食は大きなセンター(1万食)から運ばれてきました。出張などの時は時間を早めに出たりして外食するようだったのですが、この学校に来て出張の時も早めに食べさせてもらったり、少し時間が遅くなくても取り置きしてもらいます。同じ給食といってもそのくらい違うんです。」と絶賛していました。

調理員と教室でグリーンピースの皮むき その日の給食に豆の混ぜご飯

もう一つ教育の一環の事例として、教室に調理員さんが入って子どもたちとグリーンピースの皮むきをするそうです。この学校は炊飯も調理室で行っているの、そのグリーンピースを使ってその日に豆ごはんが出せるそうです。

それを聞いていて、これこそ直営・自校方式だと思いました。この学校は調理員さんも市の職員で直営です。(さいたま市全体では直営40校、調理委託121校、栄養士はすべて市の職員)

委託の場合はたしてこのような取り組みが可能かという、ほとんど不可能だと思います。委託内容に子供たちとのふれあいや、調理実習などは含まれていないでしょうし、たとえ市の

職員である栄養士さんがやりたいと思っても、それを雇用関係のない調理員さんに命令はできない。完全直営だからこそ教職員の人たちとも連携して様々な工夫ができています。

状況は困難だが諦めず自校方式を要求していく

改めて久喜市の状況を記すと、3月議会で7千万円を超す調査設計費が予算化されています。1万2千食の巨大センター（久喜市全体で1か所のみ）、調理・配送は民間委託という内容ですが、市当局は建物を市でつくるので直営だと言い張っています。まるで安倍首相の国会答弁のようです。合併前の久喜市は約40年前に全農食品に完全民間委託で給食が行われるようになった歴史を持っています。また、今後30年も40年もセンターの給食が続くこととなります。この機会に「子どもたちのための学校給食とは」という原点に戻って、給食審議会や議会で議論してほしいと考えていました。

しかし、審議会は当局提案を丸呑みし、27人の議会は視察した3人と共産党の4人が自校給食を主張したのみで、予算案を可決しました。

自校方式を主張する議員を中心に現在3万枚のチラシ配布と署名活動が始まっています。来年度予算で提案されるであろうセンター建築契約の議案が出るまであきらめずに活動することが約束されています。

何度も給食・久喜市の課題で恐縮ですが、給食に限らず多くの議員が当局提案に疑問を質さず追認したり、直営を委託や指定管理者にすることを承認してしまうことは、どこの自治体でもみられることです。

しかし、保育は誰のために、図書館はどうして自治体が、介護保険の現場は民間が担っているが行政の責任は、と根本のところをしっかりと議論することが少子・高齢化、低成長時代のいまこそ求められていると思います。各自治体の事例などを事務局にお寄せいただければ取材もさせていただきたいと思います。

また、この自治体を取材して情報提供をしてほしいという提案もお願いします。

西部地区自治研で自治法・地方公務員法改正について学習

現在開かれている国会で地方自治法・地方公務員法の改正が成立しました。この改正の主な点は、現在総務省の調査で64万人といわれている非正規公務員の在り方を変えることにあります。講師の地方自治総合研究所上林陽治さんの表現を借りれば、「欺瞞の地公法・自治法改正」ということにもなります。

まず組合・議員も非正規職員の実態認識を

2016年4月1日時点の非正規公務員は総務省調査で64万3千人余り、2005年の同省調査で45万5千人であり、11年間で4割も増大している。

この総務省調査で最も非正規率が高い職場は、図書館職員（65.3%）、次いで給食調理員（60.4%）、保育士（51.4%）、人数で多いのはこの統計で消費生活相談員など相談員が分類されている「その他」（12万2千人）。一般事務職員も15万9千人となっている。

2005年から2016年で正規地方公務員は、304万人から274万人と30万人減少しているので、この間に増えた非正規公務員19万人が正規公務員の減少分を代替してきたとみなすことができる。

図書館職員・保育士の例を見れば明らかのように、非正規職員がいなければ自治体の現場は回らなくなっていることは明らかで、非正規職員が基幹職員化している。その具体例は多くの保育園で非正規職員が正規職員同様にクラス担任を受け持っている。これは小中学校などの教員についても同様の事象が起きていることが今回の調査で明らかになっている。

民間よりも賃金格差の大きい非正規公務員

そして、何より特別権力関係論を論拠とした「任用」によって雇用契約法やパート労働法の適用を受けず、ある意味民間のパート労働者以上に正規職員との格差が大きくなっている。

上林氏によれば民間のパートや派遣などの従業員と正規従業員の賃金格差は約4割といわれているが、自治体の非正規職員と正規職員の格

差は3倍以上あるとされる資料が総務省の研究
会資料に示されている。

会計年度任用職員の導入で改善できるのか

今回の法改正で、「会計年度任用職員」とい
う概念が導入される。これまでの非常勤職員は
①非常勤特別職（地公法3条3項3号）②一般
職非常勤（地公法17条）③臨時職員（地公法
22条）のいずれかに位置付けられてきまし
たが、いずれもその根拠にあいまいな部分があ
ったことは否めません。

今回法改正で示された①非常勤特別職は労働
者性の強い職は外し、有識者等に限定②「会計
年度任用職員」を置き、この中にパートとフル
タイムを置く③臨時職員は常時勤務を要する職
の欠員に限定する。という体系化で、現状の非
正規職員問題を解決できるとは到底思えない。

②の「会計年度任用職員」のパートには、報
酬+費用弁償+期末手当が払えるようになる。フ
ルタイムの場合は給料+諸手当・退職金で、正職
員の賃金体系に近づくことにはなりません。

しかし、会計年度職員はその名のとおり言わ
ば1年限りの職員ということになります。これ
まで名前は臨時や非常勤であっても、5年10年
と働いていた非正規職員はたくさんいます。

新たな雇止めや手当の拒否が起きる？

この制度に切り替わることで新たな雇止め問
題が起きることが懸念されます。

また、フルタイムには給料を払うことになり
ますがどの等級に位置付けるのか、新たな賃金
表を作成するのか、また、正規職員同様の諸手
当・退職金を支払うことになると当局はこれを
嫌がり無理やり、7時間パートなどを考えてく
る可能性もあるでしょう。

また、総務省調査でも既に埼玉県内の自治体
で非正規職員の昇給制度（越谷市・上尾市など）
や一時金の支払い（埼玉県、狭山市、久喜市な
ど）が制度化されている例もある。これらの改
善されてきた処遇が、会計年度職員制度の導入
で後退することがないか懸念されます。

非正規職員が基幹職員化し、その人たちがい
なければ行政の仕事が全うできない現実を直視
し、相談員や保育士、図書館司書など多くの専
門職が勤務時間だけで格差のある状態にあるこ
とを、改善させなければなりません。

会計年度職員等に関する資料は当センター
または自治労県本部にお問い合わせください
**組合や議員の皆さんには、実態把握を早急に行
い、当局の動向を監視することが求められます。**

当センター主催：公開セミナーのお知らせ ぜひご参加ください

7月15日（土）14時から さいたま市浦和区 さいたま共済会館

「地域包括ケアシステムとは何か

—取組むにあたっての市民、行政・職員や議員の役割—

講師： 信州大学 井上信宏教授

地域包括ケア、「言葉は知っているけど」その具体的な取り組みについてしっかりと理
解がされているのでしょうか。埼玉県内では和光市、千葉県柏市などが取り組みの先進地だ
といわれています。しかし、その先進地でさえ「先頭に立っている人の熱意に支えられて
いる」という指摘もあります。

介護保険制度と医療制度の連携というだけでなく、崩壊しつつあるコミュニティを再構
築する取り組みということもできるようです。改めて、「地域包括ケア」の意義と、その
取り組みに向けての市民、行政・職員、議員の役割について考えていきたいと思ひます。